

令和 6 年度 第 1 回琴平町空家等対策協議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 16 日（金）

開会：15：30 閉会：17：00

2 場 所 琴平町役場 第 2 会議室

3 出席者 【委員】 8 名中 8 名

【事務局】 地域整備課 課 長 室本 尚史

〃 主 事 渡辺 泰地

〃 技 師 川原 聡明

4 議 事

（1）琴平町長（会長） 挨拶

（2）令和 6 年度空家等対策協議会委員及び事務局職員紹介

（3）空家等対策協議会の概要について

（4）琴平町空家等対策計画の改訂について

（5）琴平町老朽危険空家協議案件について

（6）特定空家の認定について

室本課長	【開会】 定刻が参りましたので、只今から令和 6 年度琴平町空家等対策協議会を開催致します。 ・・・挨拶・・・ では、議事に沿って進行させていただきます。 まず初めに、協議会会長の琴平町長の挨拶です。
片岡町長	・・・挨拶・・・
事務局	新年度となり、協議会委員の方々で変わられた方がいますのでご紹介します。 ・・・新規委員紹介・・・
事務局	それでは、只今から議事次第に沿って進めさせていただきます。 議事 2 「空家等対策協議会の概要について」です。 担当より説明致します。
事務局	【議事 2 空家等対策協議会の概要について】 資料説明

事務局	続いて、変則的になりますが議事 6 に進みます。担当より説明致します。
事務局	【議事 6 特定空家の認定について】 資料説明
C 委員	相続放棄は家庭裁判所に申請すれば受理してもらえと思いますが、それを認めるか否かは町の判断だと思います。予め町としての対応は決めておく必要があると思います。相続放棄は認知してから 3 か月までという決まりがあるので、すべて認めていては危険だと思います。通知は 4 回目ということもありますし。
事務局	分かりました。ありがとうございます。
A 委員	特定空家に認定後、行政代執行を行った場合は、かかった費用はどのように請求するのでしょうか？
事務局	可分債務と不可分債務の考え方があり、可分債務の場合は対象者の人数分で割って請求しますが、不可分債務の場合は全員に均等に同等の額を請求し、誰かが支払いをすれば、全員について弁済の効力が生じるという 2 つの方法があると思っており、事務局としては不可分債務の考えで徴収を行うつもりです。
C 委員	命令については、違反した場合、全員が均等に 50 万円までの過料がかかると思います。誰かが支払いをすれば、弁済の効力は生じないものだと考えます。
C 委員	景観の判定表で判定をしていますが、以前、周辺建物への被害も調査している為、もし、近隣家屋に被害が出ている場合は、そういった観点からも判定をしておくべきだと思います。
事務局	分かりました。
D 委員	特定空家に認定後、どのくらいの期間で次の指導等に移るのですか？
事務局	ケースバイケースだと思います。 他市町の資料を参考にとすると、4 か月ほどで代執行まで行っているものもあれば、数年かけているケースもあります。所有者の反応や危険度等にも影響してくると思います。
事務局	特定空家に認定することについて、何か意見はありますか？
委員全員	意見なし

事務局	【議事3 琴平町空家等対策計画の改訂について】 資料説明
C 委員	国は登記の義務化や土地の国庫帰属などの対応を強化しています。 空家の予防、空家の適正管理・利活用促進、空家の管理不全の解消と対応は分かれていると思いますが、市町村は国よりも、地元の強みを生かして空家の利活用部分に力を入れやすいと思います。解体だけが空家の解消方法ではないと思いますので、宜しくお願いします。
事務局	ありがとうございます。
事務局	【議事4 琴平町老朽危険空家協議案件について】 資料説明
C 委員	樹木の通知先ですが、登記されていない樹木等は土地所有者の管理物だと思います。
事務局	ありがとうございます。
事務局	以上で、すべての議題が完了しました。 特定空家関連や先ほど説明のあった危険空家関連については、進捗があればまた次回説明させていただきます。 以上、ありがとうございました。